

第2号様式（第5条関係）

東京都北区長 様

誓約書

令和5年度東京都北区キャッシュレス決済端末等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の申請に当たり以下のことを誓約します。

- 1 転売を目的としたキャッシュレス決済端末等（以下「決済端末等」という。）の導入ではありません。
- 2 決済端末等の導入後、倒産・廃業、又はやむを得ない事情（故障・業態転換等による使用不能等）を除き、1年以上当該決済端末等を使用いたします。
- 3 北区又は北区が委託する事業者が実施する決済端末等使用の現地確認及び決済端末等導入後の経営状況等のヒアリングに協力することに同意します。
- 4 補助金申請の対象機種が、他事業の補助対象として他の公的機関の補助金の交付を受けていません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではありません。
- 6 決済端末等の設置後に発生した事故、故障、不具合等について、区が一切の責任を負わないことを了承します。
- 7 補助金の申請等に係る申請者の情報の取扱いについては、不正行為等の把握及び防止、データの分析、区が行うキャッシュレス決済端末等導入支援事業に必要な調査等のため、区が利用することに同意します。
- 8 前各項までの誓約事項及び申請書の内容に虚偽や不正があった場合、交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に上記の不正等が発覚した場合は、区に対して交付を受けた補助金の全額を返還いたします。

事業者名

代表者職氏名

印